

保護申請却下通知書

23中局福第 993 号
平成 23 年 11 月 17 日

加治 政広 様

愛媛県中予地方局長



平成23年8月12日付けで申請された生活保護法による保護については、次の理由で保護できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛媛県を被告として(訴訟において愛媛県を代表する者は知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく措置については、別紙のとおり通知します。

記

1 却下の理由

本件申請は、単身での保護申請であったが生活実態に符合しておらず、生活保護法第10条(世帯単位の原則)に反するため。

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

関係先との連絡調整に日時を要したため。